

行政手続法標準処理期間及び審査基準一覧表

(環境整備課関係の追加・変更)

平成 28 年 3 月 24 日

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係】

一般廃棄物処理施設（最終処分場及び焼却施設を除く。）の許可（変更）	1
一般廃棄物処理施設（最終処分場及び焼却施設に限る。）の許可（追加）	1
一般廃棄物処理施設の使用前検査（変更）	2
一般廃棄物処理施設（最終処分場及び焼却施設を除く。）の変更の許可（変更）	2
一般廃棄物処理施設（最終処分場及び焼却施設に限る。）の変更の許可（追加）	3
一般廃棄物処理施設の変更に係る使用前検査（変更）	3
一般廃棄物最終処分場の廃止の確認（追加）	4
一般廃棄物処理施設（最終処分場及び焼却施設を除く。）の譲受け又は借り受けの許可（追加）	4
一般廃棄物処理施設（最終処分場及び焼却施設に限る。）の譲受け又は借り受けの許可（追加）	5
一般廃棄物処理施設（最終処分場及び焼却施設を除く。）の設置者である法人の合併又は分割の認可（追加）	5
一般廃棄物処理施設（最終処分場及び焼却施設に限る。）の設置者である法人の合併又は分割の認可（追加）	6
産業廃棄物収集運搬業の許可（積替え保管無し）（変更）	6
産業廃棄物収集運搬業の許可（積替え保管有り）（追加）	7
産業廃棄物処分業の許可（変更）	7
産業廃棄物収集運搬業の変更の許可（積替え保管無し）（変更）	8
産業廃棄物収集運搬業の変更の許可（積替え保管有り）（追加）	8
産業廃棄物処分業の変更の許可（変更）	9
特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可（積替え保管無し）（変更）	9
特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可（積替え保管有り）（追加）	10
特別管理産業廃棄物処分業の許可（変更）	10
特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更の許可（積替え保管無し）（変更）	11
特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更の許可（積替え保管有り）（追加）	11

特別管理産業廃棄物処分量の変更の許可 (変更)	12
産業廃棄物処理施設 (最終処分場及び焼却施設を除く。) の許可 (変更)	12
産業廃棄物処理施設 (最終処分場及び焼却施設に限る。) の許可 (追加)	13
産業廃棄物処理施設の使用前検査 (変更)	13
産業廃棄物処理施設 (最終処分場及び焼却施設を除く。) の変更の許可 (変更)	14
産業廃棄物処理施設 (最終処分場及び焼却施設に限る。) の変更の許可 (追加)	14
産業廃棄物処理施設の変更に係る使用前検査 (変更)	15
産業廃棄物最終処分場の廃止の確認 (追加)	15
産業廃棄物処理施設 (最終処分場及び焼却施設を除く。) の譲受け又は借受けの許可 (追加)	16
産業廃棄物処理施設 (最終処分場及び焼却施設に限る。) の譲受け又は借受けの許可 (追加)	16
産業廃棄物処理施設 (最終処分場及び焼却施設を除く。) の設置者である法人の合併又は分割の認可 (追加)	17
産業廃棄物処理施設 (最終処分場及び焼却施設に限る。) の設置者である法人の合併又は分割の認可 (追加)	17
廃棄物再生事業者の登録 (変更)	18

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則・細則関係】

再生利用業者指定 (再生輸送業) (変更)	19
再生利用業者指定 (再生活用業) (変更)	20
再生利用業者の変更の指定 (再生輸送業) (変更)	21
再生利用業者の変更の指定 (再生活用業) (変更)	21

【使用済自動車の再資源化等に関する法律関係】

引取業者の登録 (追加)	22
フロン類回収業者の登録 (追加)	22
解体業の許可 (追加)	23
破碎業の許可 (追加)	23
破碎業に係る変更許可 (追加)	24

【浄化槽法関係】

水質に関する指定検査機関の指定 (変更)	25
----------------------------	----

【浄化槽保守点検業者の登録に関する条例関係】

浄化槽保守点検業者の登録 (変更)	26
-------------------------	----

標準処理期間に含まない期間

- (1) 申請に不備がある場合の補正に要する期間（指導、修正、返却期間）
- (2) 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要とする期間
- (3) 審査のために必要なデータを追加することとなった場合に要する期間
- (4) 申請する者が、他の手続きを必要とする場合のその手続きに要した期間
- (5) 県の休日（土、日曜日、祝祭日等）

許認可等に係る標準処理期間及び審査基準

【環境整備課】

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項
4	許認可等の種類	一般廃棄物処理施設（最終処分場及び焼却施設を除く。）の許可
5	標準処理期間	6 5 日（行政庁 日、経由機関等 2 1 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	（1）審査基準の未設定理由 法令の定め以上に具体化することが困難 （2）経由機関：保健所

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項
4	許認可等の種類	一般廃棄物処理施設（最終処分場及び焼却施設に限る。）の許可
5	標準処理期間	1 3 0 日（行政庁 日、経由機関等 2 6 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	（1）審査基準の未設定理由 法令の定め以上に具体化することが困難 （2）経由機関：保健所

許認可等に係る標準処理期間及び審査基準

【環境整備課】

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 2 第 5 項
4	許認可等の種類	一般廃棄物処理施設の使用前検査
5	標準処理期間	2 0 日（行政庁 日、経由機関等 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	審査基準の未設定理由 法令の定め以上に具体化することが困難

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 1 項
4	許認可等の種類	一般廃棄物処理施設（最終処分場及び焼却施設を除く。） の変更の許可
5	標準処理期間	6 5 日（行政庁 日、経由機関等 2 1 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	（1）審査基準の未設定理由 法令の定め以上に具体化することが困難 （2）経由機関：保健所

許認可等に係る標準処理期間及び審査基準

【環境整備課】

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 1 項
4	許認可等の種類	一般廃棄物処理施設（最終処分場及び焼却施設に限る。） の変更の許可
5	標準処理期間	1 3 0 日（行政庁 日、経由機関等 2 6 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	（1）審査基準の未設定理由 法令の定め以上に具体化することが困難 （2）経由機関：保健所

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条 2 項で準用する第 8 条の 2 第 5 項
4	許認可等の種類	一般廃棄物処理施設の変更に係る使用前検査
5	標準処理期間	2 0 日（行政庁 日、経由機関等 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	審査基準の未設定理由 法令の定め以上に具体化することが困難

許認可等に係る標準処理期間及び審査基準

【環境整備課】

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 5 項
4	許認可等の種類	一般廃棄物最終処分場の廃止の確認
5	標準処理期間	4 3 日（行政庁 日、経由機関等 2 1 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	<p>(1) 審査基準の未設定理由</p> <p style="text-align: center;">法令の定め以上に具体化することが困難</p> <p>(2) 経由機関：保健所</p>

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 5 第 1 項
4	許認可等の種類	一般廃棄物処理施設（最終処分場及び焼却施設を除く。） の譲受け又は借り受けの許可
5	標準処理期間	5 0 日（行政庁 日、経由機関等 1 6 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	<p>(1) 審査基準の未設定理由</p> <p style="text-align: center;">法令の定め以上に具体化することが困難</p> <p>(2) 経由機関：保健所</p>

許認可等に係る標準処理期間及び審査基準

【環境整備課】

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 5 第 1 項
4	許認可等の種類	一般廃棄物処理施設（最終処分場及び焼却施設に限る。） の譲受け又は借り受けの許可
5	標準処理期間	6 0 日（行政庁 日、経由機関等 2 1 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	（1）審査基準の未設定理由 法令の定め以上に具体化することが困難 （2）経由機関：保健所

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 6 第 1 項
4	許認可等の種類	一般廃棄物処理施設（最終処分場及び焼却施設を除く。） の設置者である法人の合併又は分割の認可
5	標準処理期間	5 0 日（行政庁 日、経由機関等 1 6 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	（1）審査基準の未設定理由 法令の定め以上に具体化することが困難 （2）経由機関：保健所

許認可等に係る標準処理期間及び審査基準

【環境整備課】

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 6 第 1 項
4	許認可等の種類	一般廃棄物処理施設（最終処分場及び焼却施設に限る。） の設置者である法人の合併又は分割の認可
5	標準処理期間	6 0 日（行政庁 日、経由機関等 2 1 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	（1）審査基準の未設定理由 法令の定め以上に具体化することが困難 （2）経由機関：保健所

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 1 項
4	許認可等の種類	産業廃棄物収集運搬業の許可（積替え保管無し）
5	標準処理期間	5 0 日（行政庁 日、経由機関等 1 6 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	（1）審査基準の未設定理由 法令の定め以上に具体化することが困難 （2）経由機関：保健所

許認可等に係る標準処理期間及び審査基準

【環境整備課】

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 1 項
4	許認可等の種類	産業廃棄物収集運搬業の許可（積替え保管有り）
5	標準処理期間	6 0 日（行政庁 日、経由機関等 2 1 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	<p>（1）審査基準の未設定理由</p> <p style="text-align: center;">法令の定め以上に具体化することが困難</p> <p>（2）経由機関：保健所</p>

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条第 6 項
4	許認可等の種類	産業廃棄物処分業の許可
5	標準処理期間	6 0 日（行政庁 日、経由機関等 2 1 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	<p>（1）審査基準の未設定理由</p> <p style="text-align: center;">法令の定め以上に具体化することが困難</p> <p>（2）経由機関：保健所</p>

許認可等に係る標準処理期間及び審査基準

【環境整備課】

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 2 第 1 項
4	許認可等の種類	産業廃棄物収集運搬業の変更の許可（積替え保管無し）
5	標準処理期間	5 0 日（行政庁 日、経由機関等 1 6 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	<p>（1）審査基準の未設定理由</p> <p style="text-align: center;">法令の定め以上に具体化することが困難</p> <p>（2）経由機関：保健所</p>

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 2 第 1 項
4	許認可等の種類	産業廃棄物収集運搬業の変更の許可（積替え保管有り）
5	標準処理期間	6 0 日（行政庁 日、経由機関等 2 1 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	<p>（1）審査基準の未設定理由</p> <p style="text-align: center;">法令の定め以上に具体化することが困難</p> <p>（2）経由機関：保健所</p>

許認可等に係る標準処理期間及び審査基準

【環境整備課】

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 2 第 1 項
4	許認可等の種類	産業廃棄物処分業の変更の許可
5	標準処理期間	6 0 日（行政庁 日、経由機関等 2 1 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	<p>(1) 審査基準の未設定理由</p> <p>法令の定め以上に具体化することが困難</p> <p>(2) 経由機関：保健所</p>

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 4 第 1 項
4	許認可等の種類	特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可（積替え保管無し）
5	標準処理期間	5 0 日（行政庁 日、経由機関等 1 6 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	<p>(1) 審査基準の未設定理由</p> <p>法令の定め以上に具体化することが困難</p> <p>(2) 経由機関：保健所</p>

許認可等に係る標準処理期間及び審査基準

【環境整備課】

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 4 第 1 項
4	許認可等の種類	特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可（積替え保管有り）
5	標準処理期間	6 0 日（行政庁 日、経由機関等 2 1 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	<p>（1）審査基準の未設定理由</p> <p style="text-align: center;">法令の定め以上に具体化することが困難</p> <p>（2）経由機関：保健所</p>

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 4 第 6 項
4	許認可等の種類	特別管理産業廃棄物処分業の許可
5	標準処理期間	6 0 日（行政庁 日、経由機関等 2 1 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	<p>（1）審査基準の未設定理由</p> <p style="text-align: center;">法令の定め以上に具体化することが困難</p> <p>（2）経由機関：保健所</p>

許認可等に係る標準処理期間及び審査基準

【環境整備課】

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 5 第 1 項
4	許認可等の種類	特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更の許可（積替え保管無し）
5	標準処理期間	5 0 日（行政庁 日、経由機関等 1 6 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	<p>（1）審査基準の未設定理由</p> <p style="text-align: center;">法令の定め以上に具体化することが困難</p> <p>（2）経由機関：保健所</p>

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 5 第 1 項
4	許認可等の種類	特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更の許可（積替え保管有り）
5	標準処理期間	6 0 日（行政庁 日、経由機関等 2 1 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	<p>（1）審査基準の未設定理由</p> <p style="text-align: center;">法令の定め以上に具体化することが困難</p> <p>（2）経由機関：保健所</p>

許認可等に係る標準処理期間及び審査基準

【環境整備課】

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 5 第 1 項
4	許認可等の種類	廃棄物処分業の変更の許可
5	標準処理期間	6 0 日（行政庁 日、経由機関等 2 1 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	<p>(1) 審査基準の未設定理由</p> <p>法令の定め以上に具体化することが困難</p> <p>(2) 経由機関：保健所</p>

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条第 1 項
4	許認可等の種類	産業廃棄物処理施設（最終処分場及び焼却施設を除く。）の許可
5	標準処理期間	6 5 日（行政庁 日、経由機関等 2 1 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	<p>(1) 審査基準の未設定理由</p> <p>法令の定め以上に具体化することが困難</p> <p>(2) 経由機関：保健所</p>

許認可等に係る標準処理期間及び審査基準

【環境整備課】

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条第 1 項
4	許認可等の種類	産業廃棄物処理施設（最終処分場及び焼却施設に限る。）の許可
5	標準処理期間	1 3 0 日（行政庁 日、経由機関等 2 6 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	<p>(1) 審査基準の未設定理由</p> <p style="text-align: center;">法令の定め以上に具体化することが困難</p> <p>(2) 経由機関：保健所</p>

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 2 第 5 項
4	許認可等の種類	産業廃棄物処理施設の使用前検査
5	標準処理期間	2 0 日（行政庁 日、経由機関等 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	<p>審査基準の未設定理由</p> <p style="text-align: center;">法令の定め以上に具体化することが困難</p>

許認可等に係る標準処理期間及び審査基準

【環境整備課】

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 2 の 6 第 1 項
4	許認可等の種類	産業廃棄物処理施設（最終処分場及び焼却施設を除く。） の変更の許可
5	標準処理期間	6 5 日（行政庁 日、経由機関等 2 1 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	（1）審査基準の未設定理由 法令の定め以上に具体化することが困難 （2）経由機関：保健所

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 2 の 6 第 1 項
4	許認可等の種類	産業廃棄物処理施設（最終処分場及び焼却施設に限る。） の変更の許可
5	標準処理期間	1 3 0 日（行政庁 日、経由機関等 2 6 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	（1）審査基準の未設定理由 法令の定め以上に具体化することが困難 （2）経由機関：保健所

許認可等に係る標準処理期間及び審査基準

【環境整備課】

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 2 の 6 第 2 項で準用する第 1 5 条の 2 第 5 項
4	許認可等の種類	産業廃棄物処理施設の変更に係る使用前検査
5	標準処理期間	2 0 日（行政庁 日、経由機関等 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	審査基準の未設定理由 法令の定め以上に具体化することが困難

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 2 の 6 第 3 項で準用する第 9 条第 5 項
4	許認可等の種類	産業廃棄物最終処分場の廃止の確認
5	標準処理期間	4 3 日（行政庁 日、経由機関等 2 1 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	(1) 審査基準の未設定理由 法令の定め以上に具体化することが困難 (2) 経由機関：保健所

許認可等に係る標準処理期間及び審査基準

【環境整備課】

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 4 で準用する第 9 条の 5 第 1 項
4	許認可等の種類	産業廃棄物処理施設(最終処分場及び焼却施設を除く。)の譲受け又は借受けの許可
5	標準処理期間	5 0 日 (行政庁 日、経由機関等 1 6 日)
6	審査基準	未設定
7	備考	(1) 審査基準の未設定理由 法令の定め以上に具体化することが困難 (2) 経由機関：保健所

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 4 で準用する第 9 条の 5 第 1 項
4	許認可等の種類	産業廃棄物処理施設(最終処分場及び焼却施設に限る。)の譲受け又は借受けの許可
5	標準処理期間	6 0 日 (行政庁 日、経由機関等 2 1 日)
6	審査基準	未設定
7	備考	(1) 審査基準の未設定理由 法令の定め以上に具体化することが困難 (2) 経由機関：保健所

許認可等に係る標準処理期間及び審査基準

【環境整備課】

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 4 で準用する第 9 条の 6 第 1 項
4	許認可等の種類	産業廃棄物処理施設(最終処分場及び焼却施設を除く。)の設置者である法人の合併又は分割の認可
5	標準処理期間	5 0 日 (行政庁 日、経由機関等 1 6 日)
6	審査基準	未設定
7	備考	(1) 審査基準の未設定理由 法令の定め以上に具体化することが困難 (2) 経由機関：保健所

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 4 で準用する第 9 条の 6 第 1 項
4	許認可等の種類	産業廃棄物処理施設(最終処分場及び焼却施設に限る。)の設置者である法人の合併又は分割の認可
5	標準処理期間	6 0 日 (行政庁 日、経由機関等 2 1 日)
6	審査基準	未設定
7	備考	(1) 審査基準の未設定理由 法令の定め以上に具体化することが困難 (2) 経由機関：保健所

許認可等に係る標準処理期間及び審査基準

【環境整備課】

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2	法令等番号	C 4 5 - 1 3 7
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 0 条の 2
4	許認可等の種類	廃棄物再生事業者の登録
5	標準処理期間	3 3 日（行政庁 日、経由機関等 1 6 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	<p>（1）審査基準の未設定理由</p> <p style="text-align: center;">法令の定め以上に具体化することが困難</p> <p>（2）経由機関：保健所</p>

許認可等に係る標準処理期間及び審査基準

【環境整備課】

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
2	法令等番号	045-035
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号
4	許認可等の種類	産再生利用業者指定（再生輸送業）
5	標準処理期間	50日（行政庁 日、経由機関等 16日）
6	審査基準	<p>平成6年4月1日付け衛産42号 厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づく再生利用業者の指定制度について」に基づき審査する。</p> <p>【再生輸送業者】</p> <p>対象産業廃棄物の再生輸送を業として行おうとする者に対する個別指定の基準は、次のとおりとすること。</p> <p>① 対象産業廃棄物の排出事業者のみからその運搬の委託を受けることとされていること。したがって、対象産業廃棄物の運搬の再委託を受けることはないこと。</p> <p>② 再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力が規則第10条各号に掲げる基準に適合するものであること。ただし、再生輸送を業として行おうとする者が再生輸送を的確に遂行するに足りる知識及び技能を有すると都道府県知事が認めるときは、同条第2号イに掲げる要件に適合する者とみなすこと。</p> <p>③ 排出事業者から再生輸送に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取るなど、再生輸送が営利を目的としないものであること。</p> <p>④ 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じないこと。</p> <p>⑤ 申請者が法第7条第3項第4号イからチまでのいずれにも該当しないこと。</p>
7	備考	経由機関：保健所

許認可等に係る標準処理期間及び審査基準

【環境整備課】

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
2	法令等番号	045-035
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号
4	許認可等の種類	再生利用業者指定（再生活用業）
5	標準処理期間	50日（行政庁 日、経由機関等 16日）
6	審査基準	<p>平成6年4月1日付け衛産42号 厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づく再生利用業者の指定制度について」に基づき審査する。</p> <p>【再生活用業者】</p> <p>① 対象産業廃棄物の排出事業者のみからその処分の委託を受けることとされていること。したがって、対象産業廃棄物の処分の再委託を受けることはないこと。</p> <p>② 再生活用の用に供する施設及び申請者の能力が規則第10条の5各号に掲げる基準に適合するものであること。ただし、再生活用を業として行おうとする者が再生活用を的確に遂行するに足りる知識及び技能を有すると都道府県知事が認めるときは、同条第1号ロ(1)又は同条第2号ロ(1)に掲げる要件に適合する者とみなすこと。</p> <p>③ 排出事業者から引き取られた対象産業廃棄物はその大部分が再生の用に供されること。</p> <p>④ 排出事業者から再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取るなど、再生活用が営利を目的としないものであること。</p> <p>⑤ 再生活用の過程において生ずる産業廃棄物の処理を適切に遂行できること。</p> <p>⑥ 排出事業者との間で対象産業廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。</p> <p>⑦ 申請者が法第7条第3項第4号イからチまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>⑧ 再生活用において生活環境保全上の支障が生じないこと。</p>
7	備考	経由機関：保健所

許認可等に係る標準処理期間及び審査基準

【環境整備課】

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則
2	法令等番号	045-035
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第14条第3項
4	許認可等の種類	再生利用業者の変更の指定（再生輸送業）
5	標準処理期間	50日（行政庁 日、経由機関等 16日）
6	審査基準	再生利用業者指定（再生輸送業）と同じ
7	備考	経由機関：保健所

1	法令等名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則
2	法令等番号	045-035
3	根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第14条第3項
4	許認可等の種類	再生利用業者の変更の指定（再生活用業）
5	標準処理期間	50日（行政庁 日、経由機関等 16日）
6	審査基準	再生利用業者の指定（再生活用業）と同じ
7	備考	経由機関：保健所

許認可等に係る標準処理期間及び審査基準

【環境整備課】

1	法令等名	使用済自動車の再資源化等に関する法律
2	法令等番号	D 1 4 - 0 8 7
3	根拠条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律第 4 2 条第 1 項
4	許認可等の種類	引取業者の登録
5	標準処理期間	1 5 日（行政庁 日、経由機関等 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	審査基準の未設定理由 法令の定め以上に具体化することが困難

1	法令等名	使用済自動車の再資源化等に関する法律
2	法令等番号	D 1 4 - 0 8 7
3	根拠条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律第 5 3 条第 1 項
4	許認可等の種類	フロン類回収業者の登録
5	標準処理期間	2 0 日（行政庁 日、経由機関等 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	審査基準の未設定理由 法令の定め以上に具体化することが困難

許認可等に係る標準処理期間及び審査基準

【環境整備課】

1	法令等名	使用済自動車の再資源化等に関する法律
2	法令等番号	D 1 4 - 0 8 7
3	根拠条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律第 6 0 条第 1 項
4	許認可等の種類	解体業の許可
5	標準処理期間	6 0 日（行政庁 日、経由機関等 2 1 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	<p>（1）審査基準の未設定理由</p> <p style="text-align: center;">法令の定め以上に具体化することが困難</p> <p>（2）経由機関：保健所</p>

1	法令等名	使用済自動車の再資源化等に関する法律
2	法令等番号	D 1 4 - 0 8 7
3	根拠条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律第 6 7 条第 1 項
4	許認可等の種類	破碎業の許可
5	標準処理期間	6 0 日（行政庁 日、経由機関等 2 1 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	<p>（1）審査基準の未設定理由</p> <p style="text-align: center;">法令の定め以上に具体化することが困難</p> <p>（2）経由機関：保健所</p>

許認可等に係る標準処理期間及び審査基準

【環境整備課】

1	法令等名	使用済自動車の再資源化等に関する法律
2	法令等番号	D 1 4 - 0 8 7
3	根拠条項	使用済自動車の再資源化等に関する法律第 7 0 条第 1 項
4	許認可等の種類	破砕業に係る変更許可
5	標準処理期間	6 0 日（行政庁 日、経由機関等 2 1 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	<p>（1）審査基準の未設定理由</p> <p style="text-align: center;">法令の定め以上に具体化することが困難</p> <p>（2）経由機関：保健所</p>

許認可等に係る標準処理期間及び審査基準

【環境整備課】

1	法令等名	浄化槽法
2	法令等番号	C 5 8 - 0 4 3
3	根拠条項	浄化槽法第 5 7 条第 1 項
4	許認可等の種類	水質に関する指定検査機関の指定
5	標準処理期間	2 0 日（行政庁 日、経由機関等 日）
6	審査基準	未設定
7	備考	審査基準の未設定理由 法令の定め以上に具体化することが困難

許認可等に係る標準処理期間及び審査基準

【環境整備課】

1	法令等名	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
2	法令等番号	昭和62年4月1日条例14号
3	根拠条項	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第2条第1項
4	許認可等の種類	浄化槽保守点検業者の登録
5	標準処理期間	20日（行政庁 日、経由機関等 日）
6	審査基準	<p>同条例第3条で定める申請の要件を満たすとともに、第5条で定める要件について審査する。</p> <p>第3条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>（1）氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者名）</p> <p>（2）営業所の名称及び所在地</p> <p>（3）法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名</p> <p>（4）浄化槽保守点検業を営もうとする市町村ごとの区域（以下「営業区域」という。）の名称</p> <p>（5）営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及びその者が担当する営業区域の名称</p> <p>2 前項の申請書には、申請者が第5条第1項第1号から第6号までに該当しないことを誓約する書類その他の規則で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>第5条 知事は、申請者が次の各号の一に該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>（1）法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった</p>

		<p>日から2年を経過しない者</p> <p>(2) 第13条第1項の規定により登録を取り消され、その処分があった日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第13条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であつた者で、その処分があった日から2年を経過しないもの</p> <p>(4) 第13条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの</p> <p>(6) 法人でその役員のうち前各号の一に該当する者があるもの</p> <p>(7) 第9条第1項又は第2項に規定する要件の一を欠く者</p>
7	備考	